

こんなときに給付が受けられます。

1 病気やケガをしたとき

一部負担金きん(窓口負担)を支払うことで、医療サービスを受けることができます。ただし、労災保険の対象となるもの、故意の事故等、国保が使えない場合を除きます。

2 出産したとき

国保の被保険者が妊娠85日以上で出産(死産や流産も含みます)した場合、出産育児一時金が支給されます。

国保から医療機関等へ直接支払うことで、被保険者の経済的負担を軽減する制度があります。

3 死亡したとき

国保の被保険者が亡くなった場合、葬儀をおこなったかたに葬祭費が支給されます。

4 医療費が高額になったとき

医療機関等に支払った自己負担額が一定の限度額を超えた時、申請をして認められると、高額療養費として後で支給されます。

より詳細な内容は、9高額療養費制度(69歳いかのかた) や 10高額療養費制度(70歳以上74歳いかのかた)で説明しています。

5 療養費の支給

いかのA~Fの場合は、一旦全額を自己負担することになりますが、申請により審査で認められた保険給付分が支給されます。

領収書や明細書等の必要書類が各々異なりますので、詳しくは市町村の国保の係へお問い合わせください。

A 国内で旅行中に急病やケガで全額支払ったとき

B 海外で治療を受け医療費の全額を支払ったとき。ただし、日本で保険適用される治療に限られます。

より詳細な内容は、8海外療養費で説明しています。

C 医師が必要と認めた治療用の補装具代金(コルセット等)や輸血用の血液代

D 柔道整復師のせじゅつりょう(骨折・捻挫などで国保の取りあつかいをしていないせじゅつしよでせじゅつを受けたとき

E はり・きゅう・あんま・マッサージのせじゅつりょう:国保の取りあつかいをしていないせじゅつしよで、医師の同意により、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の治療で受けたせじゅつ

F 移送費 移動が困難な患者が医師の指示により、一時的、緊急てきな必要性があつて、移送された場合の費用

6 訪問看護

病気や怪我によりきよたくで継続した療養をしていて、かかりつけの医師が必要と認めた場合、指定訪問看護事業者(訪問看護ステーション)の看護師等から訪問看護を受けられます。訪問にあつての実費(交通費、物品代等)は利用者負担となります。

次にご注意いただきたい事項をいかにみつつ記載します。

1 給付の請求期限

治療費の支払いの翌日から2年、または出産や葬祭をおこなった日の翌日から2年を過ぎると各種給付は受けられません。

2 国保料を滞納している場合

国保料に未納分があると、各種給付が制限されることがあります。

3 年齢によって自己負担割合が異なります。

義務教育就学前のかた は、2割負担

義務教育就学後から69歳までの人は3割負担

70歳から74歳で住民税課税所得が145万円未満のかたのみの世帯は2割負担

70歳から74歳で住民税課税所得が145万円以上のかたがいる世帯は3割負担

ただし次のふたつの条件のどちらかに該当する場合も2割負担となります。

条件1 70歳以上の国保加入者の収入合計額が、単身世帯で383万円未満、複数世帯で520万円未満であれば2割負担となります。

ただし、収入が不明な世帯については申請が必要です。

条件2 世帯に属する70歳以上の被保険者に係る旧ただし書き所得の合計が210万円

いかの場合、負担割合が2割になります。

なお、旧ただし書き所得とは総所得金額等から基礎控除(43万円)を控除した金額です。

問い合わせ先

高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359